

## 検討対象物質（28物質）の検討結果について

## 1 第3回分科会の検討で結論が得られた物質（12物質）

## (1) 告示に追加すべき物質と症状・障害

- ① アジ化ナトリウム・・・頭痛、めまい等の自覚症状、前眼部障害、気道障害、血圧降下の循環障害
- ② インジウム及びその化合物（※1）・・・肺障害
- ③ 過酸化水素・・・皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害
- ④ グルタルアルデヒド・・・皮膚障害、前眼部障害、気道障害
- ⑤ テトラメチルチウラムジスルフィド（※2）・・・皮膚障害
- ⑥ 1-ブロモプロパン・・・末梢神経障害
- ⑦ テレピン油（※3）・・・皮膚障害
- ⑧ キャプタン・・・皮膚障害
- ⑨ シクロナイト・・・めまい、頭痛、嘔吐等の自覚症状、意識喪失を伴う痙攣
- ⑩ ロジウム及びその化合物・・・皮膚障害、気道障害
- ⑪ 二亜硫酸ナトリウム・・・気道障害、皮膚障害
- ⑫ ロジン（※3）・・・皮膚障害、気道・肺障害

※1 インジウム化合物の範囲については、健康障害の防止措置が検討されているため、その内容を確認した上で、決定する。

※2 告示に規定すべき箇所について検討する。

※3 混合物であるため、告示ではなく、省令（別表第1の2第4号2以降）に規定することとなるが、その規定方法について検討する。

## (2) 現時点では告示に追加する必要はない物質（6物質）

- ① 白金及びその水溶性塩
- ② ガソリン
- ③ 銀及びその水溶性塩
- ④ 酢酸
- ⑤ シアナミド
- ⑥ 二酸化塩素

## 2 第3回分科会の検討で引き続き検討となった物質（11物質）

- ① クロルピリホス
- ② 2-ブロモプロパン
- ③ アセトニトリル
- ④ オゾン
- ⑤ 過硫酸カリウム
- ⑥ 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸
- ⑦ すず及びその化合物（トリメチルスズ）
- ⑧ フェニルグリシジルエーテル
- ⑨ 酸化カルシウム
- ⑩ 2-シアノアクリル酸エチル
- ⑪ ニトロメタン